

開業助産師による妊娠出産包括支援を  
安全に確実に実施するための陳情書

一般社団法人広島県助産師会  
会長 吉田康子 公印

## 開業助産師による妊娠出産包括支援を安全に確実に実施するための陳情書

### 1. 要旨

- 1) 広島市内の開業助産所で行う、妊婦一般健康診査委託単価の増額を図りたい。
- 2) 広島市民病院および安佐市民病院の管轄圏内の開業助産師による自宅分娩や助産所分娩に関する後方支援の強化に対する、広島市のご対応を文書で回答されたい。
- 3) 広島市の産後ケア事業について、助産師を十分に確保でき利用者負担が軽減されるよう、助成をしていただきたい。

### 2. 理由

1) 広島市内の開業助産所における平成 30 年度妊婦一般健康診査委託単価は 4,120 円である。他自治体では産婦人科医療機関と同額もあり、福岡県では 4,520 円（再診料 710 円、妊婦健康指導料 2,250 円、外来栄養食事指導 1,300 円、尿中一般物質定性判定量検査 260 円）である（日本助産師会，2000；福岡県助産師会，2013）。

そこで、広島市内の開業助産所における妊婦一般健康診査委託単価に、妊婦健康指導料を加えていただくことで、増額を図りたい。

2) 本会は、現在広島市民病院や安佐市民病院からの協力を確実に得えられておらず、当該管轄圏内の開業助産師による自宅分娩や助産所分娩の安全性が確保できていない。これは、医療法の一部を改正する法律の附帯決議（以下参照）が順守できていないと考える。

そこで、広島市民病院や安佐市民病院による開業助産師への後方支援の強化に対し、広島市としてどのように対応されるかを文書で回答されたい。

参照：医療法等の一部を改正する法律（平成二九年六月一四日法律第五七号）

三、参議院厚生労働委員長報告（平成二九年六月七日） ○附帯決議（平成二九年六月六日）

政府は、安全で適切な医療提供体制を確保するため、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。（中略）

十、妊産婦の異常時の対応については、助産所及び出張のみにより業務に従事する助産師に過度の負担をかけることなく、医療機関との連携及び協力が円滑に行われるよう適切な支援を行うこと。また、「周産期医療協議会」に助産師を参加させるよう、都道府県に周知を図るととともに、妊産婦が急変した際に、「周産期母子医療センター」等への高次施設に搬送可能な周産期医療の連携体制を推進するなど、助産所も含めた周産期医療ネットワークの構築を図ること。右決議す。

3) 本会は広島市より産後ケア事業の委託を受け、利用者個々のニーズに沿って産後ケアを実施している。しかし、現在の予算では助産師数を十分に確保できず産後ケアの質と安全を担保できない。そこで、助産師のマンパワー確保に必要な予算を計上して頂きたい。

加えて現在は、利用者の自己負担額が大きく、産後ケアを必要としても実際には利用を躊躇してしまう方が多い。東京都世田谷区に倣い、利用者の自己負担額が 1 割ですむよう、広島市からの助成額の増額を図りたい。

平成 30 年 9 月 10 日

広島市議会議長

永田 雅紀 様

〒731-0121

広島市安佐南区中須 1 丁目 44-26-8

一般社団法人広島県助産師会

会長 吉田康子 公印